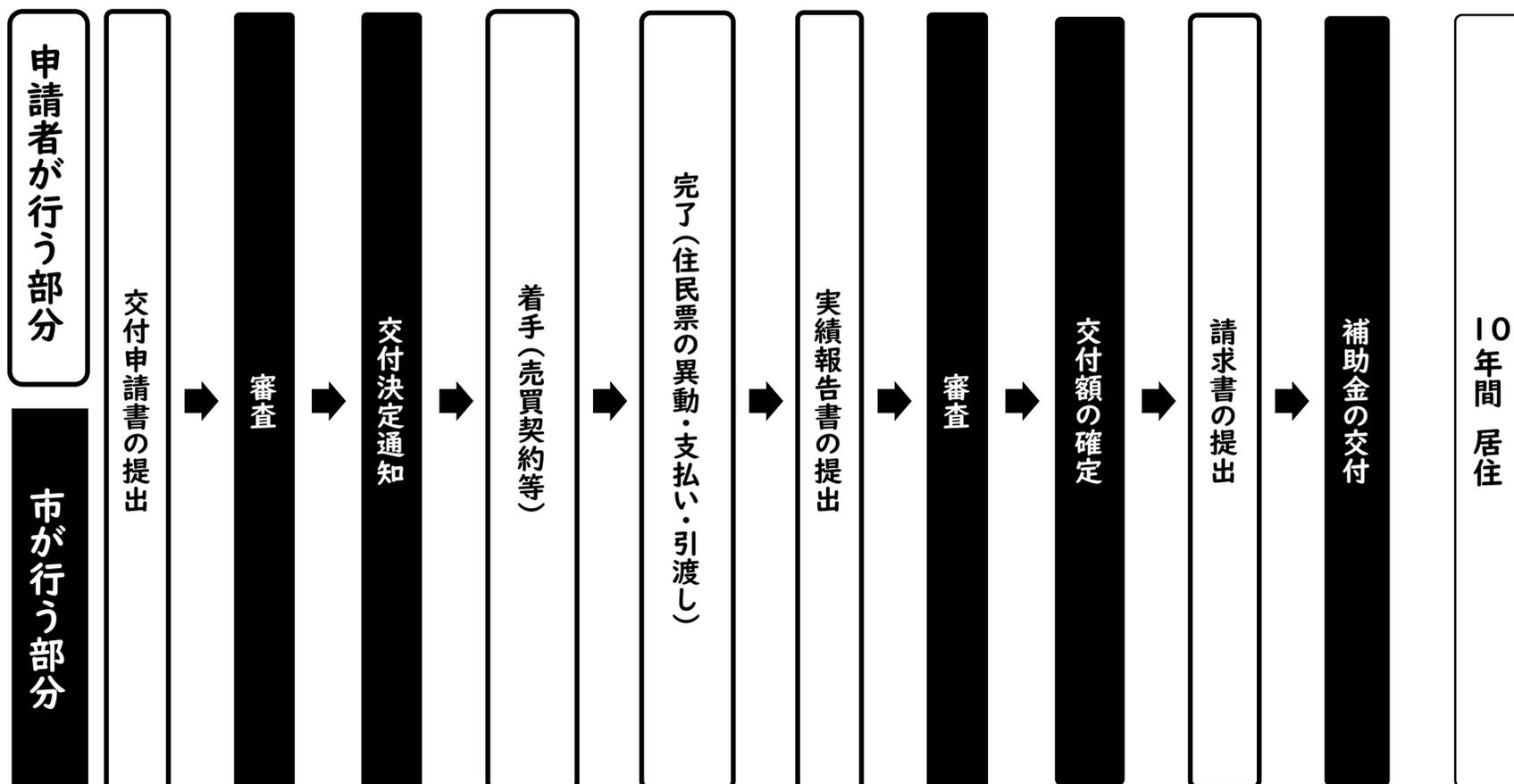


あわらし空き家取得等支援補助金 手続きの流れ

※居住用として空き家を購入する人の場合

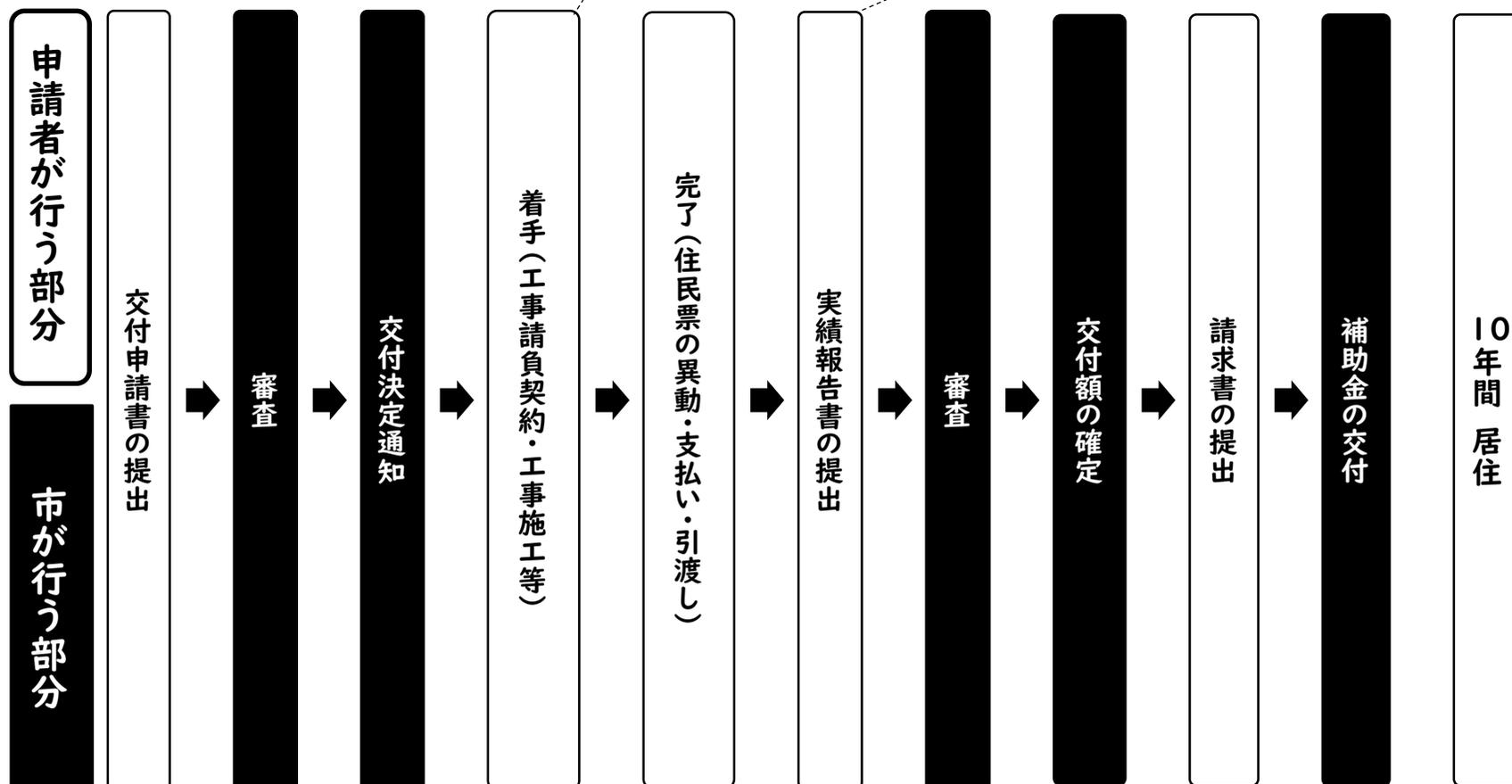
取得支援の場合



必ず交付決定通知後に
契約(着手)してください。
(決定前の工事は対象外
となります。)

完了から30日以内又は当該年度
の12月末までに提出してください。
(提出できない場合は申請できま
せん。)

リフォーム支援の場合



※予算の範囲内の交付となりますので事前に要件を確認の上、ご相談ください。

あわらし空家取得等支援補助金 手続きの流れ【よくある質問】

Q1. 1年以上前にあわらし市に移住したあわらし市民ですが、補助上限額はいくらになりますか。

A1. 県外から県内に住民票を異動して5年未満であれば移住者に該当するため、補助上限額は100万円です。
(移住者に該当しなくても、子育て世帯や新婚世帯等であれば補助上限額が100万円以上になる可能性があります。最低補助上限額は50万円です。)

申請の際には確認できる書類(住民票など)を追加提出する必要があります。

Q2. 移住者として500万円の住宅及び土地を購入する場合、補助申請額は最大の100万円になりますか。

A2. 補助対象経費は住宅部分の購入費用のみ、補助申請額は補助対象経費の3分の1のため、100万円になるとは限りません。

仮に土地部分が300万円 住宅部分が200万円であれば、
 $2,000,000 \div 3 = 666,000$ (1,000円未満切り捨て)
補助申請額は666,000円になります。

Q3. 1月から3月の間で空家情報バンク物件を購入しようと考えています。取得支援を申請できますか。

A3. 1月～3月の間に補助金の交付申請をすることはできません。

交付申請できる期間は当該年度4月1日以降ですが、実績報告書を当該年度12月末までに提出する必要があります。また、予算の範囲内での交付となるため、必ず申請する前にご相談ください。

Q4. 空家情報バンクの物件を売買契約してから取得支援を申請できますか。

A4. 契約後に補助金の交付申請をすることはできません。必ず事前に交付申請を行い、交付決定を受けてから契約を行ってください。

Q5. 取得支援とリフォーム支援を同時に申請することはできますか。

A5. 同時に取得支援とリフォーム支援の交付申請をすることはできません。ただし、取得支援の手続きの途中からリフォーム支援を併行して申請することができます。詳しくは次ページ(事例1)をご覧ください。

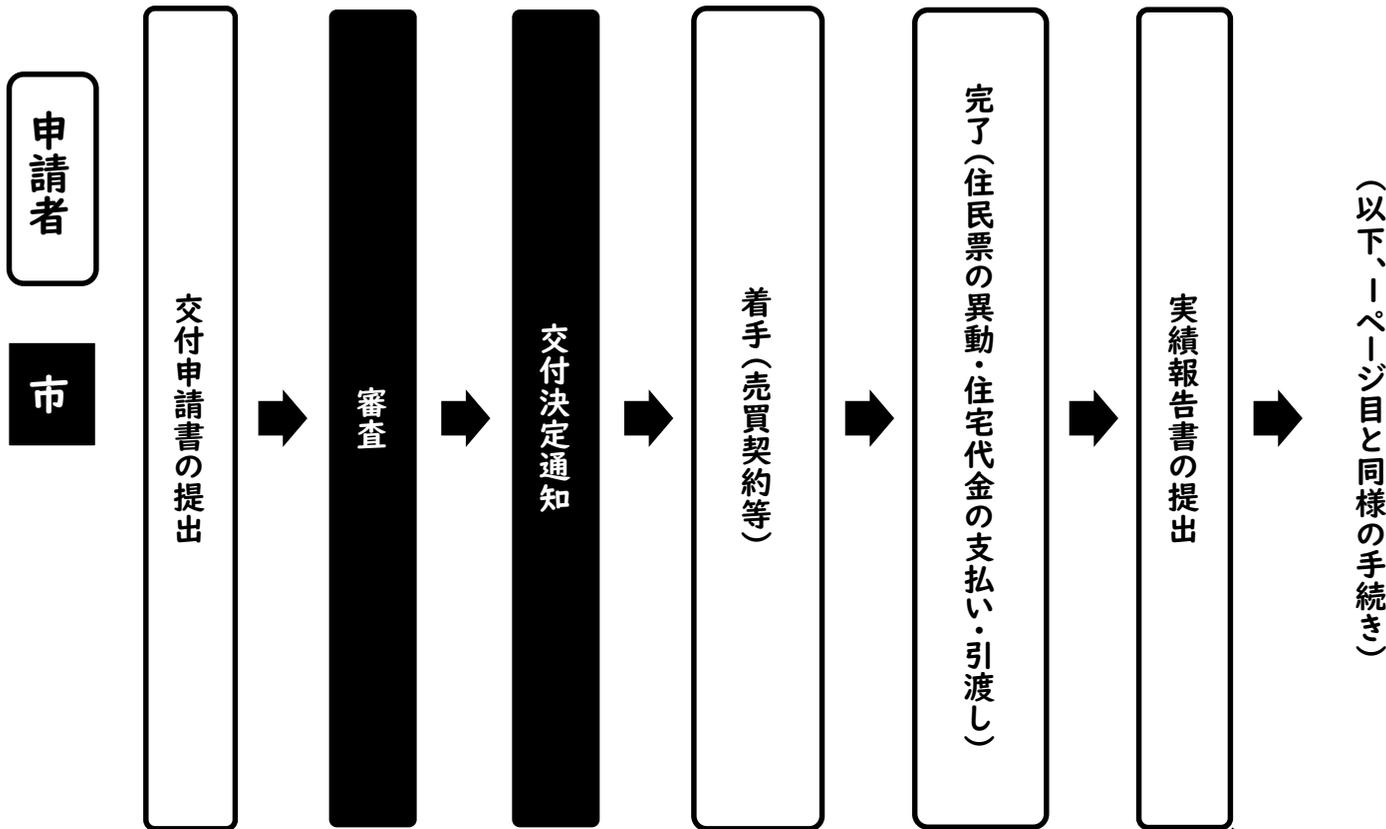
あわらし空き家取得等支援補助金 手続きの流れ【事例紹介】

事例Ⅰ. 空き家の購入及びリフォーム、リフォーム後に住宅の引渡しを予定している方が、取得支援及びリフォーム支援を申請する場合

基本的な手続きの流れは1ページ目と同じです。
取得支援の手続きの途中からリフォーム支援の申請をすることができます。※

※どちらも必ず交付決定通知後に契約(着手)してください。
(決定前の工事等は対象外となります。)

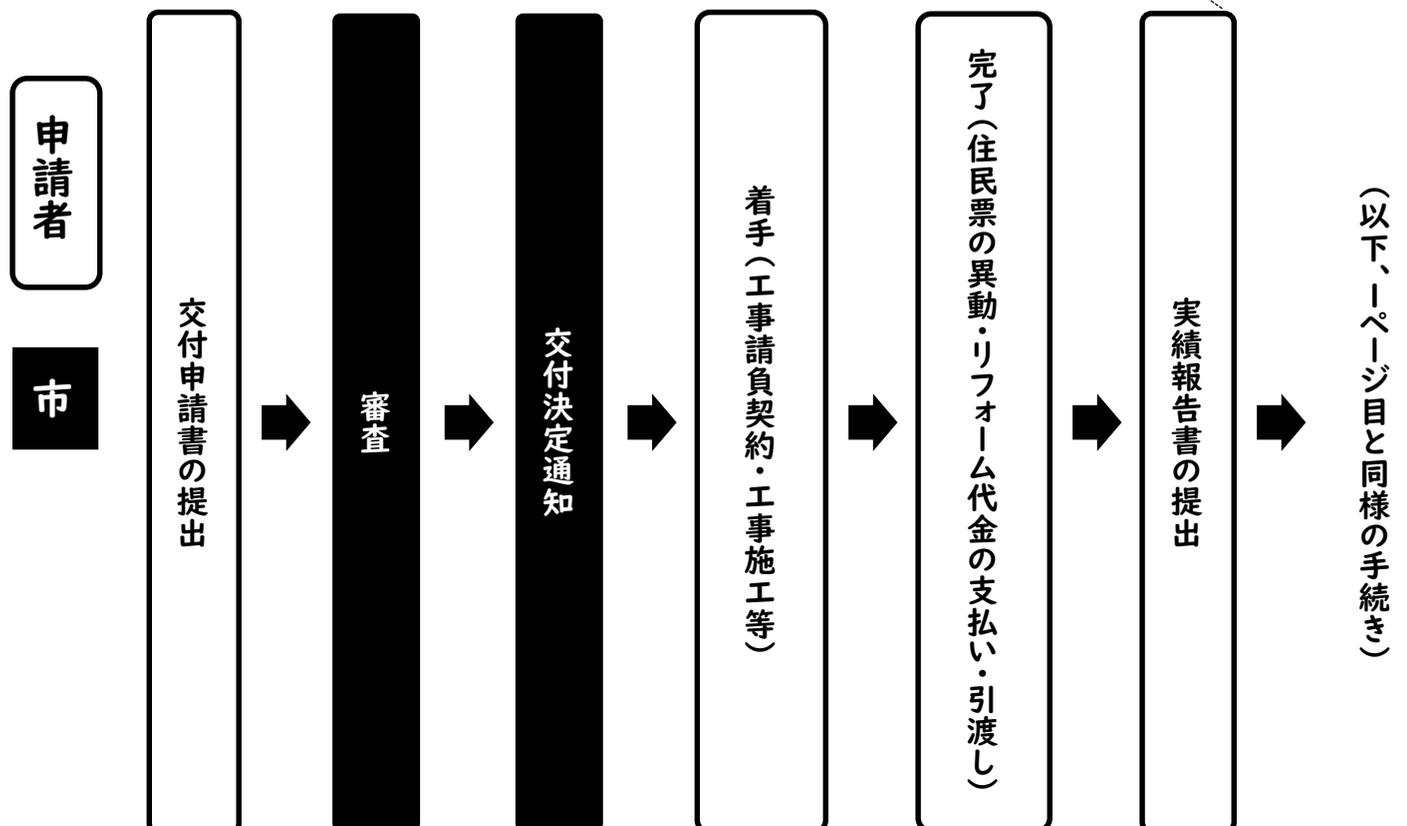
取得支援の手続き



売買契約後にリフォーム支援の申請を行ってください。
(リフォーム支援の申請には、売買契約書の写しが必要です。)

実績報告書の提出が同時である必要はありません。
どちらも完了から30日以内(又は12月末まで)に提出してください。

リフォーム支援の手続き



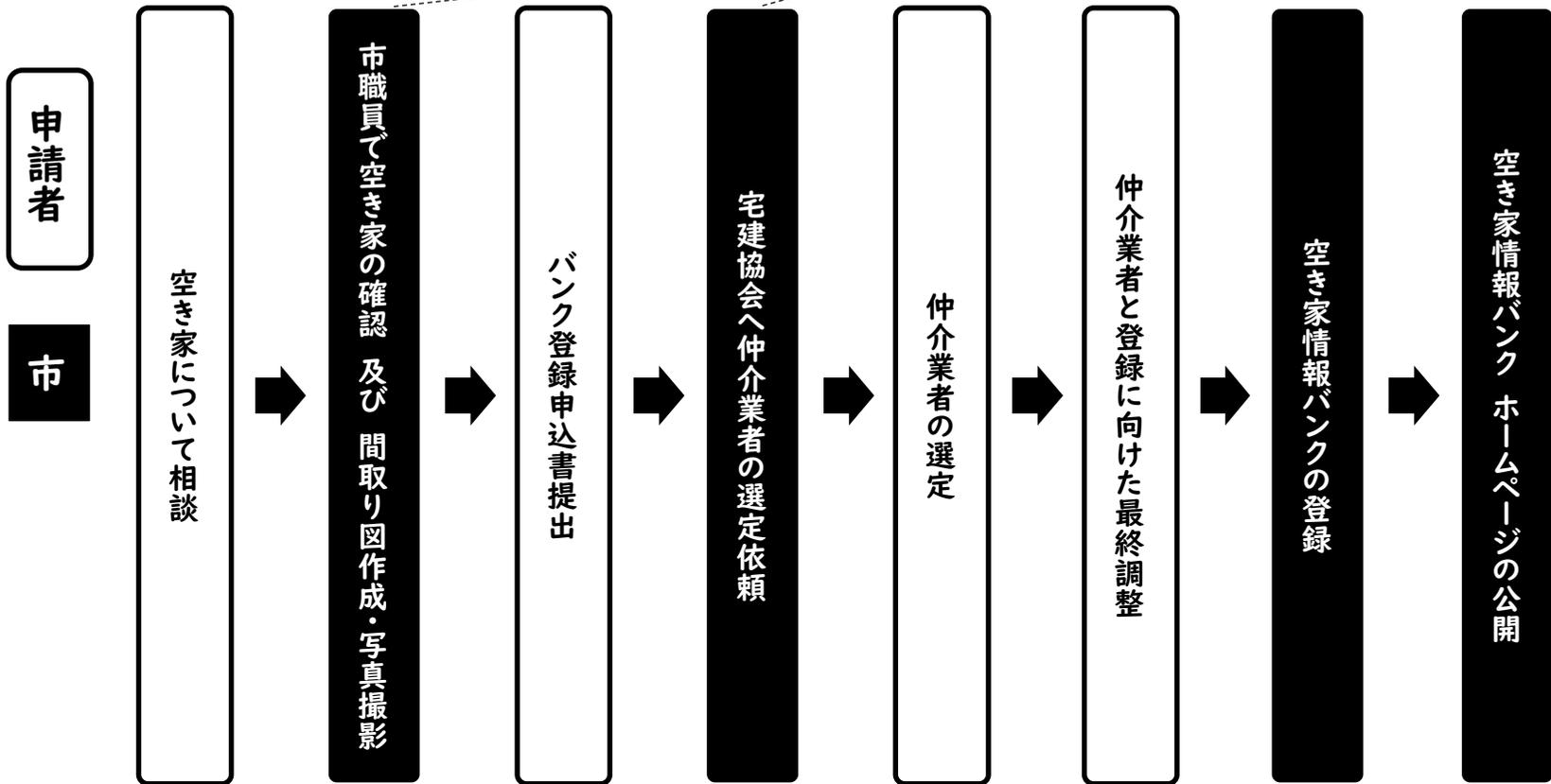
あわらし空き家取得等支援補助金 手続きの流れ【事例紹介】

事例2. 所有している空き家を空き家情報バンクに登録し、
空き家を賃貸する所有者等としてリフォーム支援を申請する場合

空き家情報バンク登録が必要になりますので、
リフォーム支援の申請の前後でバンク登録手続きを行ってください。

バンク登録の手続き

仲介業者が既に決定している場合は、仲介業者がバンク登録カード
(間取り図・写真等)を作成の上、登録申込書を提出してください。

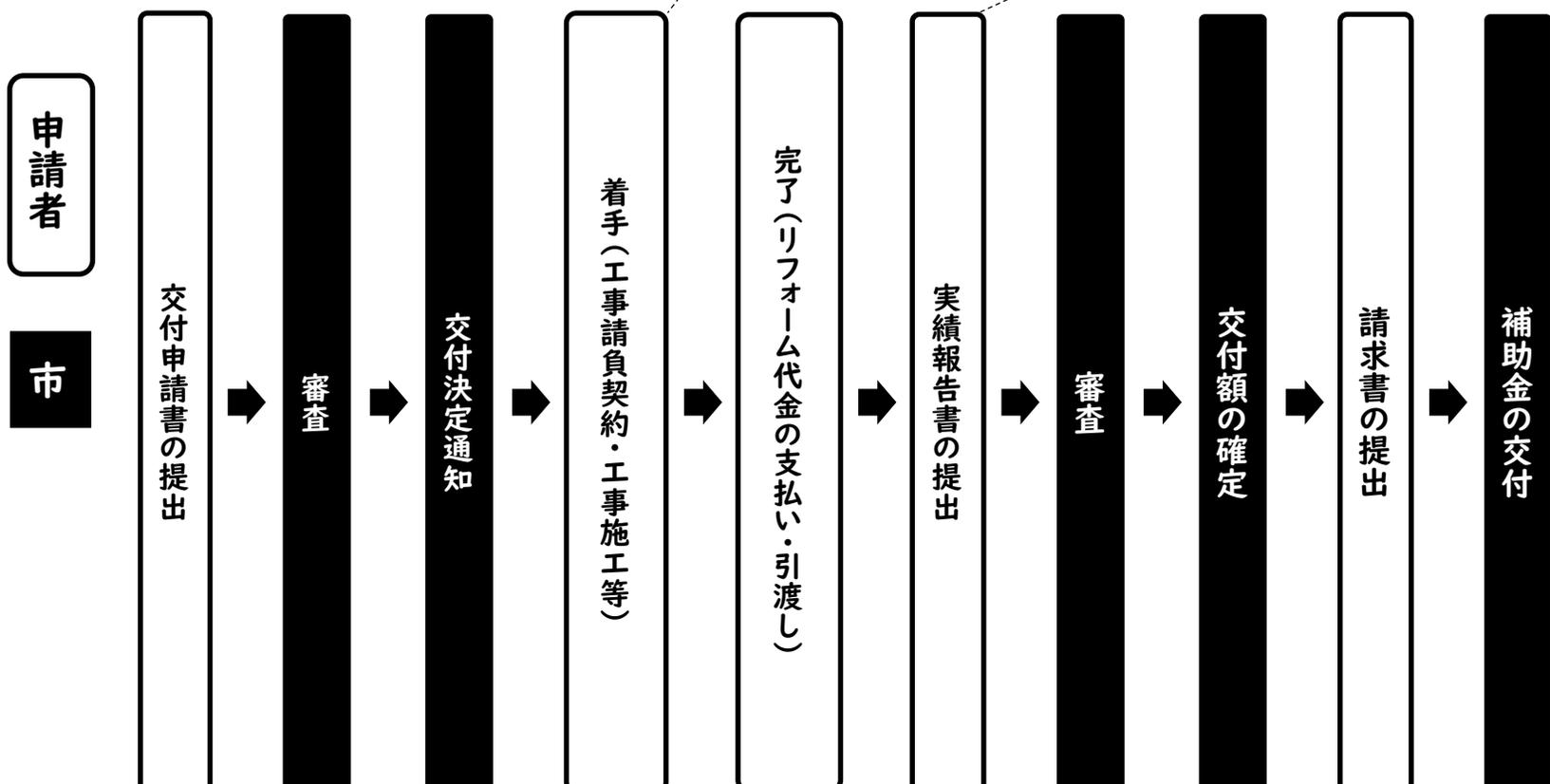


登録予定の段階又は登録後にリフォーム支援の申請
を行うことができます。

リフォーム支援の手続き

必ず交付決定通知後に
契約(着手)してください。

完了から30日以内又は
当該年度の12月末までに提出してください。



10年間 賃貸